

大阪市立大学短時間勤務教職員の期末手当に関する規程

制 定 令和 3 . 5 . 31 規程 152

最近改正 令和 3 . 11 . 30 規程 272

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大阪市立大学短時間勤務教職員給与規程(以下「短時間勤務教職員給与規程」という。)第 40 条の 2 の規定に基づき、短時間勤務教職員(大阪市立大学短時間勤務教職員就業規則(以下「短時間勤務教職員就業規則」という。)第 2 条第 1 項に定める者をいう。以下同じ。)に対して支給する期末手当の支給に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 基準日 6 月 1 日及び 12 月 1 日をいう。
- (2) 調査期間 基準日前の 6 箇月の期間をいう。
- (3) 所定の勤務時間 大阪市立大学短時間勤務教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程(以下「短時間勤務教職員勤務時間等規程」という。)第 2 章又は第 3 章に規定する勤務時間をいう。

(対象者)

第 3 条 期末手当は、基準日にそれぞれ在職する短時間勤務教職員のうち、次の各号のいずれにも該当する者に対して支給する。

- (1) 基準日において短時間勤務教職員として 6 箇月以上の雇用契約を締結していること
 - (2) それぞれその基準日に対応する調査期間において、勤務時間数が 66 時間以上である月が 1 月以上あること
- 2 前項の規定は、これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した短時間勤務教職員についても、同様とする。この場合において、前項第 1 号中「基準日において」とあるのは、「基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した短時間勤務教職員にあっては、当該退職の日において」と読み替えるものとする。
- 3 第 1 項第 2 号の勤務時間数は、次の各号に掲げる時間の合計(第 5 条において同じ。)とする。
- (1) 現に勤務した時間(所定の勤務時間以外の勤務及び休日の勤務の時間を含む。)
 - (2) 短時間勤務教職員就業規則第 16 条第 1 項第 1 号に掲げる事由による休職(業務上の負傷若しくは疾病又は通勤上の負傷若しくは疾病による場合に限る。)により勤務し

なかった時間

- (3) 短時間勤務教職員就業規則第 40 条第 1 項の規定する業務傷病休業により勤務しなかった時間
- (4) 短時間勤務教職員就業規則第 40 条第 2 項に規定する通勤傷病休業により勤務しなかった時間
- (5) 短時間勤務教職員勤務時間等規程第 18 条第 1 項の規定により理事長の承認を得て勤務しなかった時間
- (6) 短時間勤務教職員勤務時間等規程第 20 条に規定する年次有給休暇により勤務しなかった時間
- (7) 短時間勤務教職員勤務時間等規程第 28 条第 1 項に規定する有給の特別休暇により勤務しなかった時間
- (8) 短時間勤務教職員就業規則第 54 条及び短時間勤務教職員勤務時間等規程第 32 条第 1 項に規定する病気休暇により勤務しなかった時間（短時間勤務教職員給与規程第 15 条第 3 項の規定の適用を受ける時間を除く。）

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、基準日（基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した短時間勤務教職員にあっては、当該退職の日）において、次の各号のいずれかに該当する短時間勤務教職員には、支給しない。

- (1) 短時間勤務教職員就業規則第 16 条第 1 項第 3 号に規定する休職中である者。ただし、理事長が特別の事由があると認めるときはこの限りでない。
- (2) 短時間勤務教職員就業規則第 16 条第 1 項第 5 号に規定する休職中である者。

（期末手当の額）

第 4 条 1 回に支給する期末手当の額は、期末手当基礎額に 100 分の 112.5（短時間勤務教職員就業規則第 7 条の規定により再雇用された無期転換短時間勤務教職員にあっては、100 分の 62.5）を乗じて得た額とする。

2 期末手当に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（期末手当基礎額）

第 5 条 前条第 1 項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日に対応する調査期間において勤務時間数が 66 時間以上である月の勤務に対して支給された給料に当該各月の勤務にかかる第 3 項に定める額を加えて得られる額の総額を 6 で除して得られる額とする。

2 前項の給料は、第 3 条第 3 項各号に掲げる時間に対して支給された給料の合計とする。

3 第 1 項に定める給料に加える額は、超過勤務手当の支払の基礎となった時間数に勤務 1 時間当たりの給与額（短時間勤務教職員給与規程第 20 条から第 23 条までに定める勤務 1 時間当たりの給与額をいう。）を乗じて得た額とする。

4 期末手当基礎額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（支給日）

第 6 条 期末手当は、特別の事情がない限り、それぞれその基準日の翌月の給与支給日（公

立大学法人大阪教職員給与規程第 52 条第 2 項に規定する給与の支給日をいう。) に支給する。

(勤務成績不良者の手当額の減額等)

第 7 条 勤務成績が著しく不良である短時間勤務教職員の期末手当の支給については、(旧)公立大学法人大阪市立大学教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程(以下「旧市大法人期末勤勉手当規程」という。)第 11 条の規定を準用する。

(懲戒解雇等による期末手当の支給制限)

第 8 条 懲戒解雇等による期末手当の支給制限については、旧市大法人期末勤勉手当規程第 12 条の規定を準用する。

(期末手当の支給の一時差止め)

第 9 条 短時間勤務教職員の期末手当の支給の一時差止めについては、旧市大法人期末勤勉手当規程第 13 条の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

(令和 3 年 6 月 1 日を基準日とする期末手当の調査期間)

2 第 2 条第 2 号の規定にかかわらず、令和 3 年 6 月 1 日を基準日とする期末手当の調査期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 5 月 31 日までとする。

附 則 (令和 3 .11.30 規程 272)

この規程は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。